

当座カード（個人）規定

1. (カードの利用)

当座勘定について発行した当座カード（以下「カード」といいます。）は、次の場合に利用することができます。

- (1) 当社および当社がATMの共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下「入金提携先」といいます。）のATMを使用して当座勘定に預入れ（当座貸越金の返済を含みます。以下同じです。）をする場合
- (2) 当社および当社がATMの共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「出金提携先」といいます。）のATMを使用して当座勘定の払戻し（当座貸越金の払戻しを含みます。以下同じです。）をする場合
- (3) 当社および出金提携先のうち当社がATMの共同利用による振込業務を提携した金融機関等（以下「カード振込提携先」といいます。）のATMを使用して振込資金を当座勘定からの振替えにより払戻し、振込みの依頼をする場合
- (4) その他当社所定の取引をする場合

2. (ATMによる当座勘定の預入れ)

- (1) ATMを使用して当座勘定に預入れをする場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMにカードまたは当座勘定入金通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) ATMによる預入れは、ATMの機種により当社（入金提携先のATM使用の場合は、その入金提携先）が定めた種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの預入れは、当社（入金提携先のATM使用の場合は、その入金提携先）が定めた枚数による金額の範囲内とします。

3. (ATMによる当座勘定の払戻し)

- (1) ATMを使用して当座勘定の払戻しをする場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMにカードを挿入し、届け出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、当座勘定規定にかかわらず、小切手の振出しは必要ありません。
- (2) ATMによる払戻しは、ATMの機種により当社（出金提携先のATMを使用の場合は、その出金提携先）が定めた金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当社（出金提携先のATMを使用の場合は、その出金提携先）が定めた金額の範囲内とします。
なお、1日あたりの払戻しは当社所定の金額の範囲内（書面その他の当社所定の方法により申し出をうけ、当社が承認した場合は当該金額の範囲内で変更することができます。）とします。
- (3) ATMによる払戻しをする場合に、払戻金額と後記5.に規定する出金手数料金額との合計額が払戻しことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるときは、その払戻しはできません。
- (4) 同一日にATMによる当座勘定からの払戻し、およびATMによる振込みと、数通の小切手・手形等の支払いをする場合に、その合計額が払戻しのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるときは、そのいずれを支払うかは当社の任意とします。この場合、当社がこれらの手続きを完了するまでATMによる当座勘定からの払戻しおよびATMによる振込みはできません。

4. (ATMによる振込み)

- (1) ATMを使用して振込資金を当座勘定からの振替えにより払戻し、振込みの依頼をする場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMにカードを挿入し、届け出の暗証番号、その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合、当座勘定規定にかかわらず、小切手の振出しは必要ありません。
- (2) ATMによる振込みは、ATMの機種により当社（カード振込提携先のATMを使用の場合は、そのカード振込提携先）が定めた金額単位とし、1回あたりの振込みは、当社（カード振込提携先のATMを使用の場合は、そのカード振込提携先）が定めた金額の範囲内とします。なお、1日あたりの振込みは当社所定の金額の範囲内（書面その他の当社所定の方法により申し出をうけ、当社が承認した場合は当該金額の範囲内で変更することができます。）とします。
- (3) ATMによる振込みを依頼する場合に、振込金額と後記5.に規定する出金手数料金額と後記5.の振込手数料金額の合計額が当座勘定から払戻しことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるときは、その払戻しはできません。

5. (入金手数料・出金手数料・振込手数料)

- (1) ATMを使用して当座勘定に預入れをする場合には、当社および入金提携先所定のATM使用に関する手数料（以下「入金手数料」といいます。）を当座勘定の預入れ時に、当座勘定規定にかかわらず小切手の振出しなしで、当該当座勘定から自動的に引き落とします。なお、入金提携先の入金手数料は当社から入金提携先に支払います。
- (2) ATMを使用して当座勘定の払戻しをする場合には、当社および出金提携先所定のATMの利用に関する手数料（以下「出金手数料」といいます。）を当座勘定の払戻し時に、当座勘定規定にかかわらず小切手の振出しなしで、当該当座勘定から自動的に引き落とします。なお、出金提携先の出金手数料は、当社から出金提携先に支払います。
- (3) ATMを使用して振込みをする場合には、当社およびカード振込提携先所定の振込手数料を、振込資金の払戻し時に、当座勘定規定にかかわらず小切手の振出しなしで、当該当座勘定から自動的に引き落とします。なお、カード振込提携先の振込手数料は、当社からカード振込提携先に支払います。

6. (代理人による当座勘定の預入れ・払戻しおよび振込み)

- (1) 代理人（本人と生計をともにする親族1名に限ります。）による当座勘定の預入れ、払戻しおよび振込みの依頼をする場合には、本人から代理人の氏名、暗証番号を届け出てください。この場合、当社が代理人のためのカードを発行します。
なお、当座貸越をご契約の場合は、代理人のためのカードは発行できません。
- (2) 代理人のカードの使用についても、この規定を適用します。

7. (ATM故障時等の取扱い)

- (1) 停電、故障等により当社のATMによる取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り当社本支店の窓口でカードにより当座勘定の預入れをすることができます。なお、入金提携先の窓口では、この取扱いをしません。
- (2) 停電、故障等により当社のATMによる取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当社がATM故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当社本支店の窓口でカードにより当座勘定の払戻しをすることができます。なお、出金提携先の窓口では、この取扱いをしません。
- (3) 前記(2)による払戻しをする場合には、当社所定の払戻請求書に氏名、金額および暗証番号通知票に届け出の暗証番号を記入あるいは暗証番号入力装置に届け出の暗証番号を入力の上、カードとともに提出してください。この場合、当座勘定規定にかかわらず、小切手の振出しは必要ありません。
- (4) 停電、故障等により当社のATMによる取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当社本支店の窓口で、前記(2)および(3)によるほか振込依頼書を提出することにより振込みの依頼をすることができます。なお、カード振込提携先の窓口では、この取扱いをしません。

8. (当座勘定取引明細表の表示)

カードによる当座勘定の払戻しの場合、および振込みの依頼の場合、当座勘定取引明細表には払戻した金額と出金手数料金額および振込手数料金額についてそれぞれの金額を分けて表示します。

9. (カードの紛失、届出事項の変更等)

- (1) カードを失ったとき、カードが偽造、変造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じたときまたは他人に使用されたことを認知したときは、ただちに本人から当社所定の方法により取引店に届け出てください。この届け出を受けたときは、ただちにカードによる当座勘定の払戻し停止の措置を講じます。この届け出の前に生じた損害については、後記1.1.および1.2.に定める場合を除き、当社は責任を負いません。
- (2) 前記(1)の届け出の前に、カードを失った旨電話による通知があった場合にも、前記(1)と同様とします。なお、この場合にも、当社所定の方法によりすみやかに取引店に届け出てください。
- (3) 氏名、代理人、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合には、当社所定の方法によりただちに本人から取引店に届け出てください。この場合、当社が必要と認めるときは、カードも合わせて提出してください。この届け出の前に生じた損害については、後記1.1.および1.2.に定める場合を除き、当社は責任を負いません。

- (4) カードの盗難、紛失等の場合におけるカードの再発行は、当社所定の手続きをした後に行います。この場合、当社は、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (5) カードを再発行する場合には、当社所定の再発行手数料をいただきます。

10. (暗証照合等)

- (1) カードは他人に使用されないよう保管してください。また、暗証番号は他人に知られないようにしてください。また、暗証番号は生年月日、電話番号、同一番号、連続番号など他人に知られやすい番号を避けるとともに、定期的に変更して、他人に知られないようにしてください。
- (2) 当社が、カードの電磁的記録によって、ATMの操作の際に使用されたカードを当社が交付したものと処理し、入力された暗証番号と届け出の暗証番号との一致を確認して当座勘定の払戻しをした場合は、カードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗難、紛失、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当社および出金提携先・カード振込提携先は責任を負いません。ただし、この払戻しが偽造カードまたは変造カードによるものである場合、および盗難カードによるものである場合の当社の責任については、後記11.および12.によります。
- (3) 当社の窓口においてカードを確認し、暗証番号通知票に届け出の暗証番号を記入あるいは暗証番号入力装置に入力された暗証番号と届け出の暗証番号との一致を確認のうえ取扱いしました場合は、カードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗難、紛失その他の事故があってもそのために生じた損害については、当社は責任を負いません。ただし、この払戻しが偽造カードまたは変造カードによるものであり、カードおよび暗証番号の管理について本人の責に帰すべき事由がなかったことを当社が確認できた場合の当社の責任についてはこの限りではありません。

11. (偽造カードによる払戻し等)

偽造または変造カードによるATMを使用した払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当社が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当社が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は、当社所定の書類を提出し、カードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当社の調査に協力するものとします。

12. (盗難カードによる払戻し等)

- (1) カードの盗難により、他人にカードを不正使用され生じたATMによる払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当社に対して当該払戻しの額に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① カードの盗難に気づいてからすみやかに、当社への通知が行われていること
 - ② 当社の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
 - ③ 当社に対し、警察署に被害届を提出していることその他盗難されたことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前記(1)の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当社は、当社への通知が行われた日の30日間(ただし、当社に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日間にその事情が継続している期間を加えた期間とします。)になされた当該払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当社が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当社が証明した場合は、補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前記(2)の規定は、前記(1)にかかる当社への通知が、盗難が行われた日(当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を不正使用され生じたATMによる払戻しが最初に行われた日)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 前記(2)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当社が証明した場合には、当社は補てん責任を負いません。
 - ① 当該払戻しが行われたことについて当社が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - A 本人に重大な過失があることを当社が証明した場合
 - B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事用人によって行われた場合
 - C 本人が被害状況についての当社に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
 - ② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたは付随してカードが盗難された場合

13. (ATMへの誤入力等)

ATMの使用に際し、金額、口座番号等の誤入力または誤操作等により発生した損害については、当社および入金提携先・出金提携先・カード振込提携先は責任を負いません。

14. (解約、カードの利用停止等)

- (1) 当座勘定を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを取引店に返却してください。また、当座勘定規定により当座勘定が解約された場合にも同様に返却してください。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当社がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当社からの請求がありましたらすぐにカードを当店に返却してください。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当社からの請求がありたいだちにカードを取引店に返却してください。ただし下記②の場合、当社の窓口において当社所定の本人確認書類の提示を受け、当社が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
 - ① 後記15.に定める規定に違反した場合
 - ② カードが偽造、変造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当社が判断した場合

15. (譲渡、買入れ等の禁止)

- (1) カードの所有権は、当社に帰属するものとし、本人にカードを貸与するものとします。
- (2) カードは、他人に譲渡、買入れ、その他第三者の権利の設定をしたり、また、他人に貸与、占有または使用させることはできません。

16. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当座勘定規定、当座勘定貸越規定および振込規定により取扱います。

17. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上